

県営名古屋空港周辺への航空機生産・整備拠点誘導のための都市計画について

(背景)

愛知県、岐阜県、名古屋市を始め12地方公共団体（豊山町含む）が共同で申請し、平成23年12月22日に国際戦略総合特区として国から指定を受けた「アジアNo. 1航空宇宙産業クラスター形成特区」の区域に県営空港区域及び三菱重工業（株）小牧南工場が含まれ、今後更に国際競争力を備えた航空機の研究開発又は製造に関する事業を展開する地域として位置付けられました。愛知県はこの国際戦略総合特区構想を推進するために、平成25年度より、県営名古屋空港に隣接する旧空港用地を自ら取得し、民間航空機の生産・整備拠点を誘致するための工業用地として開発し、同時に総合特区の区域への編入を目指すとした計画を発表したところです。

愛知県が取得を目指している区域は、市街化調整区域であることから、現状では基本的に建築・開発に関わる行為が行えない区域であり、当該区域を工場用地として活用するには、市街化調整区域における秩序ある土地利用の観点から、都市計画法に基づく開発許可を前提とした地区計画（都市計画）を定めることが必要となります。

地区計画の決定権者は市町村であり、愛知県の計画を推進するには、豊山町が地区計画を定め決定することが求められています。

(町における位置付け)

町の基本方針である豊山町第4次総合計画では「空港を中心とした産業拠点の形成を目指して、空港周辺に航空宇宙関連産業の研究開発や生産等を行う施設の集積を進める」ことを重点戦略に掲げています。また、町の都市計画の基本方針である豊山町都市計画マスタープランでは「空港と一体化した航空宇宙産業を核として、先端産業用地を集積配置する」方針のもと既存工業集積ゾーンと旧空港区域・青山神明地区の市街化調整区域に先端産業振興拠点を形成することを明記しています。このことから、愛知県の計画と町の基本方針とは整合しています。

(地区計画制度の概要)

地区計画とは、地域の特性に応じて、道路、公園などの地区施設や建築物等の整備、土地利用についての計画を地域の意向を反映しながら定め、これに沿って開発や建築行為を規制誘導することにより、良好な環境の街区を整備し、保全を図るもので、都市計画法に定められた制度です。

地区計画の特徴としては、①地区レベルの詳細な計画が可能であること。②地域のみなさんの意向を計画に取り入れることが可能であること。③計画決定の主体が市町村であることから、地区の実情を反映することが可能であること。が挙げられます。

(地域の概要)

地区計画を決定しようとする区域は、県営名古屋空港のターミナル地域の一部、旧空港跡地の約9.0haです。

当該地域は、平成11年4月に名古屋空港将来構想検討会議（空港周辺3市1町、地元経済界、学識経験者、愛知県が構成員）が策定した「名古屋空港の活用及び周辺地域振興基本構想」の中で、航空関連産業・研究教育機能の集積を図る地域とされています。

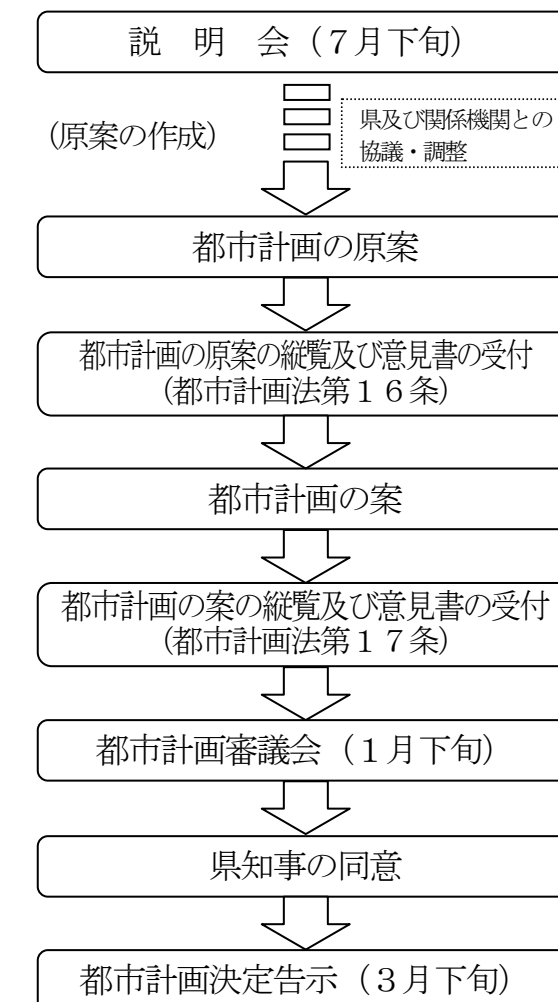
(地区計画の方向性)

- 県営名古屋空港に隣接し交通利便性の非常に高い区域であり、また、既存の航空宇宙関連産業の生産工場にも隣接していることから、県営名古屋空港と一体化した航空宇宙産業の核として、産業用地を集約配置することで、臨空港都市として先端産業振興の拠点となる良好な工業団地の形成を図ることが可能となります。
- 既存集落と道路を挟んで接することになることから、生活環境を悪化させない配慮が必要と考えています。
- 開発規模が極めて大きいことから、将来、当該地域への乗り入れ車両の交通対策と従業員の増加に伴う交通安全対策が課題と考えています。

(地区計画決定の時期)

愛知県の事業計画を念頭に手続きを進めるとした場合、地区計画決定告示は平成26年3月中が望まれます。

(今後の主な都市計画決定の手続き)



(地区計画予定地)

